

原子力災害時における常陸大宮市民の 県外広域避難に関する協定書

栃木県 大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市
那須烏山市・那須町・那珂川町
茨城県 常陸大宮市

原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定書

栃木県大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町（以下「避難受入市町」という。）と茨城県常陸大宮市（以下「常陸大宮市」という。）とは、周辺地域において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における常陸大宮市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、避難受入市町及び常陸大宮市が原子力災害時等に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び茨城県広域避難計画に基づき行う常陸大宮市民の県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県外広域避難の基本事項）

第2条 避難受入市町は、原子力災害時等で常陸大宮市民の生命又は身体を保護するため常陸大宮市長が県外広域避難の必要があると認めたときは、常陸大宮市民を受け入れるものとする。ただし、常陸大宮市民を受け入れないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 避難受入市町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を常陸大宮市民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。
- 3 避難所の開設等受入業務については、常陸大宮市の要請を踏まえて避難受入市町が行うものとし、常陸大宮市はできるだけ速やかに避難受入市町から避難所運営の移管を受けるものとする。
- 4 常陸大宮市は、県外広域避難に当たって、茨城県及び栃木県と連携し、避難受入市町の負担が過大にならないよう配慮しなければならない。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 避難受入市町に対する県外広域避難の受入要請は、常陸大宮市が行うものとし、あらかじめその旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

- 2 前項の受入要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 避難受入市町は、常陸大宮市と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

(受入期間)

第4条 避難受入市町が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の延長が必要となったときは、常陸大宮市が、茨城県及び栃木県並びに避難受入市町と協議して受入期間の延長を決定するものとする。

(スクリーニング等)

第5条 県外広域避難を行う常陸大宮市民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び常陸大宮市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき茨城県が実施する。

(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資、防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、常陸大宮市が茨城県と協力し確保するものとする。

2 常陸大宮市は、前項の必要物資が不足する場合は、避難受入市町に対し必要物資の一部を貸与し、又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、常陸大宮市が負担する。

2 常陸大宮市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、避難受入市町に対し当該費用の一時繰替による支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 避難受入市町及び常陸大宮市は、この協定が円滑に運営されるよう、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、避難受入市町及び常陸大宮市の防災担当課長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、避難受入市町及び常陸大宮市が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各市町長が署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年9月28日

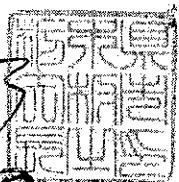
栃木県大田原市長

津久井島雄



栃木県矢板市長

齋藤淳一郎



栃木県那須塩原市長

高鳥



栃木県さくら市長

花房 隆志



栃木県那須烏山市長

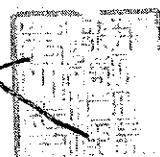
大谷範庭



栃木県那須町長 職務代理人

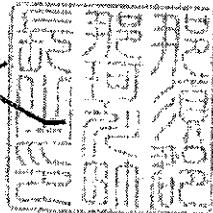
那須町副町長

山田正美



栃木県那珂川町長

福島 勝 夫



茨城県常陸大宮市長

三次 真一郎

